

# 町の財産・負債ってどれくらいあるの?

～平成25年度の財務書類を読んでもみませんか～

町では、住民の皆さんにより多くの財務情報をお知らせするために、平成25年度決算に基づく財務4表(「貸借対照表」「行政コスト計算書」「純資産変動計算書」「資金収支計算書」)を作成しました。今回はその中でも、普通会計の「貸借対照表」についてお知らせします。

## 貸借対照表は、

人間に例えれば、健康状態を示している健康診断の結果表です。現在の上三川町がどれだけ財産(土地・家屋・資金など)を持ち、どれだけ借金を抱えているのかを示したもので、町の健康状態がわかります。表の左側は資産を右側は財源を表し、左右が同額となります。



資産の部	町民一人当たりの額 ( )内は総額	負債の部	町民一人当たりの額 ( )内は総額
<b>公共資産</b> …道路、公園、学校など <small>※家計では家屋、家財などにあたります。</small>	165万1千円 (519億64万1千円)	<b>負債</b> …町民がこれから負担していく債務 <small>※家計では住宅ローンなどにあたります。</small>	31万3千円 (98億4,657万6千円)
<b>投資等</b> …出資金、特定目的基金など <small>※家計では定期預金、株などにあたります。</small>	15万3千円 (47億9,569万8千円)	<b>純資産</b> …町民がこれまで負担してきた債務 <small>※家計では頭金、返済済みの借金、公的補助などにあたります。</small>	157万円 (493億6,852万8千円)
<b>流動資産</b> …資金、財政調整基金など <small>※家計では普通預金、現金などにあたります。</small>	8万円 (25億1,876万5千円)		
<b>資産合計</b>	188万3千円 (592億1,510万4千円)	<b>負債及び純資産合計</b>	188万3千円 (592億1,510万4千円)

◎平成26年3月末日の人口(31,441人)で算出しました。※端数計算で金額が合わないところがあります。

町民1人あたり、資産が**188万3千円**(前年より△1万2千円)、負債が**31万3千円**(前年より△1万7千円)であることがわかります。

## 用語の説明

**特定目的基金**…特定の目的(「義務教育施設を整備する」など)を計画的に実施できるように積み立てたもので、条例で設置されています。使い道が限定されているという特徴があります。

**財政調整基金**…町の貯金のことです。町の収入が不足したり、災害が発生して多額の支出が必要になるなどの不測の事態に備え、積み立てを行っています。



上三川町のホームページでは、ここに掲載した内容以外にも詳しい財務情報を公開していますので、ぜひご覧ください。

▶ 問い合わせ先 = 企画課 財政係 ☎ 56 9119

# 在宅介護支援センターによる 介護予防教室のご案内

今日の元気を明日の元気に!!おおむね65歳以上の方を対象に介護予防教室を実施します。  
みんなで楽しく活動しましょう。みなさまの参加をお待ちしています。

日にち	時間	内容	場所	申し込み先
3月 3日(火)	午前10時～正午	認知症予防	トータスホーム	トータスホーム ☎(52) 2220
2月 17日(火)	午前9時～ 12時30分	エプロン教室 栄養士による 講話と調理実習 費用:100円	坂上コミセン	ふじやまの里 ☎(56) 0958
2月 18日(水)			明治南コミセン	トータスホーム ☎(52) 2220
2月 27日(金)			明治コミセン	

▶問い合わせ先=健康課 成人健康係 ☎(56) 9133

## 上三川町赤ちゃん誕生 祝金制度について

この制度は、第3子以降の子の誕生を祝うとともに健やかな成長を願い、誕生祝金を支給することにより子育てに要する経費の軽減を図るものです。

### ▼支給対象者

第3子以降の子を出産した方又はその配偶者で、次の要件をすべて満たす方

○出産の日まで引き続き1年以上当町に住居登録がある。

○出産した子以外に、現に2人以上の児童を養育している。

### ▼祝金の金額

第3子以降の子1人につき20万円

### ▼必要書類等

○上三川町赤ちゃん誕生祝金支給申請書

○印かん

○戸籍謄本(上三川町に本籍がある方は必要ありません)

### ▼申請期限

出産日の翌日から1年以内

### ▼申請方法

役場1階の福祉課児童福祉係で申請できます。

### ▼問い合わせ先

福祉課 児童福祉係  
☎(56) 9130

## ごみの量が増えています!分別の徹底にご協力ください!

日頃からごみの分別へのご協力をいただきありがとうございます。平成22年度に新たなごみ分別方式を導入し、皆様のご協力でごみの減量に成功しましたが、それ以降、ごみの量が約60トンというペースで年々増え続けています。ゴミの量が増えることで、処分費用の増大、環境悪化など、様々な問題が大きくなってまいります。町全体として見ると大きな数ですが、町民一人当たりで換算すると、1日5グラムというほんの少しのごみを減量するだけで、ごみの増加を食い止めることができることとなります(人口3万人として計算)。

ごみの分別についてもう一度見直していただき、ごみの減量と、資源の有効活用により一層のご協力をお願いいたします。

▶問い合わせ先=住民生活課 生活環境係 ☎(56) 9131

家庭からでる可燃ごみの量 単位:ト/年

